政令番号356 フタル酸n-ブチル=ベンジル

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度) (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道		排出量/使用量(kg/年)							
	都道府県名	裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤· 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道	9.3E+0							9.3
2	青森県	2.5E+0							2.5
3	岩手県	3.2E+0							3.2
4	宮城県	4.0E+0							4.0
5	秋田県	3.3E+0							3.3
6	山形県	4.3E+0							4.3
7	福島県	5.8E+0							5.8
8	茨城県	9.0E+0							9.0
9	栃木県	7.9E+0							7.9
10	群馬県	1.0E+1							10.3
11	埼玉県	2.4E+1							24.3
12	千葉県	9.3E+0							9.3
13	東京都	3.0E+1							30.2
14	神奈川県	1.7E+1							16.8
15	新潟県	1.3E+1							13.3
16	富山県	5.0E+0							5.0
17	石川県	5.0E+0							5.0
18	福井県	3.4E+0							3.4
19	山梨県	3.2E+0							3.2
20	長野県	9.1E+0							9.1
	岐阜県	1.2E+1							12.1
	静岡県	1.8E+1							18.0
23	愛知県	3.2E+1							31.6
24	三重県	7.5E+0							7.5
	滋賀県	4.3E+0							4.3
	京都府	7.3E+0							7.3
	大阪府	4.0E+1							40.3
	兵庫県	1.6E+1							15.6
-	奈良県	5.2E+0							5.2
	和歌山県	3.3E+0							3.3
	鳥取県	1.3E+0							1.3
	島根県	1.9E+0							1.9
	岡山県	5.3E+0							5.3
	広島県	9.9E+0							9.9
	山口県	2.9E+0							2.9
	徳島県	2.7E+0							2.9
37	香川県	3.2E+0							3.2
-	愛媛県	3.6E+0							3.6
	高知県	2.2E+0							2.2
	福岡県	1.1E+1							10.7
	佐賀県	2.1E+0							2.1
41	長崎県	2.7E+0							2.7
	技呵宗 熊本県	3.6E+0							3.6
	^{熊本県} 大分県	3.0E+0 3.2E+0							3.0
	宮崎県	2.8E+0							2.8
	名崎宗 鹿児島県								
		3.2E+0							3.2
47	沖縄県	1.7E+0							1.7
	全国	3.9E+2							387.4